

その他の制度・相談窓口

年次有給休暇（時間有給休暇）

常時勤務する教員および職員は業務上支障が無い範囲で、希望する時季に休暇が取得できます。急な事由により欠勤した場合でも、学園がやむを得ない事由と認めれば、欠勤日を年次有給休暇に振り替えることができます。

また、年次有給休暇の取得について、原則は1日単位での取得となりますが、半日単位での取得や5日を上限に、1時間単位で年次有給休暇を取得することができます（1日は8時間相当とする）。

年次有給休暇の付与日数は以下の通りです。

（付与日数については、毎年4月1日現在において、前年度の出勤率8割以上であることが条件となります。）

勤続年数	採用年	1年	2年	3年	4年	5年	6年～
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

※休暇の残余日数については、20日間を限度に翌年度に繰越すことができます。

※年度末に1日未満の端数が残った場合は、端数を日単位に切り上げ1日となります。



休暇中の給与については全額支給されます。

各種相談窓口

教職員のワークライフバランスをさらに推進するための相談窓口を設置しています。相談を希望する教職員は、メール本文に「所属」、「氏名」、「相談内容」を記載し、相談用アドレスに送信してください。

1. 女性研究者の支援に関する相談窓口

- 1 相談内容 → 女性教員（研究者）の教育・研究継続に関する相談
- 2 相談用アドレス → josei-kenkyusha@jissen.ac.jp

2. 教職員のキャリアアップ・働き方に関する相談窓口

- 1 相談内容 → ①教職員のキャリアアップに関する相談
②教職員の働き方に関する相談
- 2 相談用アドレス → career-up@jissen.ac.jp

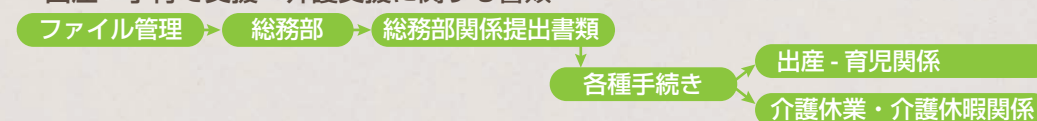
3. ワークライフバランス関連諸制度の利用に関する相談窓口

- 1 相談内容 → ①育児・介護等の休業から復帰する際の手続きに関する相談
②各種制度の利用希望者への利用要件や適用範囲、利用に係る手続き、給与等の待遇に関する相談
- 2 相談用アドレス → work-life@jissen.ac.jp

支援制度利用の手続き

- ①各種支援制度を利用するためには、制度の申請書と妊娠・出産・介護を必要とする旨等の証明書が必要となります。
※申請書についてはサイボウズからダウンロードできます。

▼出産・子育て支援・介護支援に関する書類



▼フレキシブルワークに関する書類



- ②各種申請書を記入し、証明書とともに所属長を経て、総務部にご提出ください。

その他不明な点等があれば総務部までお問い合わせください。

TEL : 042-585-8800

学校法人 実践女子学園

<総務部> 〒191-8510 東京都日野市大坂上 4-1-1 Tel 042-585-8800

出産・子育て、介護支援制度 ガイドブック



仕事と出産・子育て、介護などのライフイベントの両立のための各種支援制度についてまとめましたので、ワークライフバランスにお役立てください。

■ 出産・子育て支援

■介護支援 / ■フレキシブルワーク (子育て・介護・疾病療養)

①産前産後休暇

女性教職員が妊娠・出産をした場合、出産の**前8週間**以内(多胎児の場合は14週間以内)、出産の後8週間以内の有給休暇が取得できます。



休暇中の給与については全額支給されます。



②母性健康管理のための通院休暇

女性教職員が妊娠中および産後1年未満の場合、母子保健法に基づく健康診査又は保健指導を受けるために必要な時間の短縮又は必要な日数の通院休暇が取得できます。



休暇日数および短縮時間分の給与は減額されます。



③妊娠中の通勤緩和制度

女性教職員が母子保健法に基づく健康診査又は保健指導に基づき、勤務時間等について医師等から指導を受けた場合、1時間の短縮又は1時間以内の時差勤務が可能です。



短縮時間分の給与は減額されます。



④妊娠中の休憩制度

女性教職員が母子保健法に基づく健康診査又は保健指導に基づき、休憩時間に関しても適宜延長や休憩の回数を増やすことができます。



短縮時間分の給与は減額されます。

⑤妊娠中又は産後の諸症状対応制度

女性教職員が健康診査又は保健指導で、妊娠又は出産に関する諸症状の発生の可能性があると考えられた場合、指導にあわせて作業の軽減や勤務時間の短縮、休業等を取得することができます。



休暇日数および短縮時間分の給与は減額されます。



⑥育児休業

1歳に満たない子(最大2歳未満まで延長可能)を養育するために必要な場合は、満1歳の誕生日前日まで休業の取得が可能です。また、育児休業は2回に分けて取得することができます。(延長期間中の分割は不可)



育児休業期間中は給与の支給はありません。賞与についても支給対象の期間となりません。また、育児休業中は勤続年数として算入しないため、退職金計算期間となりません。育児休業期間中も定期昇給は行われず。

⑦出生時育児休業

出産日又は出産予定日(いずれか遅い日)から8週間以内の間で最大4週間の休業が取得可能です。また、出生時育児休業は2回に分けて取得することができます。



育児休業期間中と同様に出生時育児休業期間中の給与支給なし、賞与の支給対象期間外となります。また、退職金計算期間外となりますが、定期昇給は行われず。

⑧育児短時間勤務

3歳に満たない子を養育するために必要な場合、勤務時間を短縮することができます。

- ① 半日勤務
- ② 1日の勤務時間の1時間短縮
- ③ 1日の勤務時間の2時間短縮
- ④ 1日の勤務時間の2時間55分短縮



短縮時間分の給与は減額されます。



⑨子どもの看護休暇

小学校入学前までの子どもを養育する場合は、子どもの負傷や疾病の世話、予防接種や健康診断受診のために、通常の年次有給休暇とは別に子ども1人で5日、2人以上で10日の看護休暇を取得することができます。また、看護休暇は半日や1時間単位で取得することもできます。



休暇中の給与については全額支給されます。

⑩育児時間

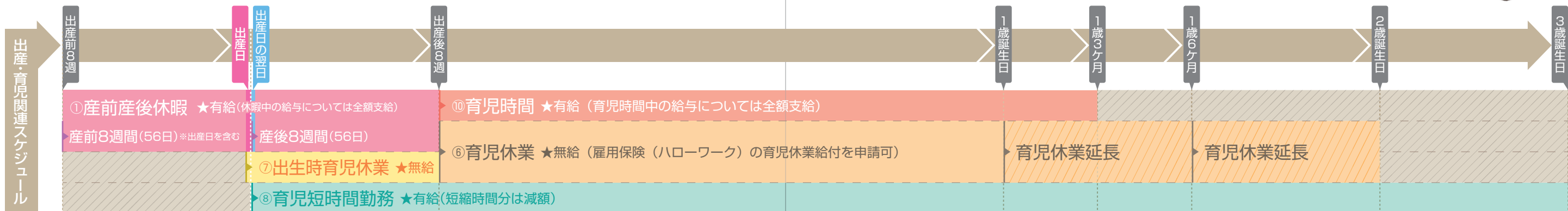
生後1年3か月に達しない乳幼児を育てる場合は、1日2回、1回につき45分の育児時間の取得が可能です。なお、これにそれぞれ交通の時間10分を加えることができ最大で110分とすることができます。



育児時間中の給与については全額支給されます。

⑪ベビーシッター助成制度

小学校3年生までの児童を養育しており、公益社団法人全国保育サービス協会の対象事業者のベビーシッターを利用する場合、1回あたり2,200円の助成を受けることができます(多胎児は割引額が増額されます)。



■ 介護支援

■出産・子育て支援 / ■フレキシブルワーク (子育て・介護・疾病療養)

【要介護状態】 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の傷害により2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態。
【対象家族】 配偶者(内縁関係も含む)、父母、子、配偶者の父母、並びに祖父母、兄弟姉妹又は孫

●介護休業

対象家族が要介護状態にある場合は、対象家族1人につき3回まで通算93日を上限に介護休業を取得することができます。



休業期間中は給与の支給はありません。賞与についても支給対象の期間となりません。また、介護休業中は勤続年数として算入しないため、退職金計算期間となりません。介護休業期間中も定期昇給は行われず。

●介護短時間勤務

要介護状態にある家族がいる場合、介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回まで勤務時間を短縮することができます。

- ① 半日勤務
- ② 1日の勤務時間の1時間短縮
- ③ 1日の勤務時間の2時間短縮
- ④ 1日の勤務時間の2時間55分短縮



短縮時間分の給与は減額されます。

●介護のための休暇

要介護状態にある家族の介護、その他の厚生労働省令で定める世話をを行う場合は、通常の年次有給休暇とは別に対象家族1人で5日、2人以上で10日の介護休暇を取得することができます。また、介護休暇は半日や1時間単位で取得することもできます。



休暇中の給与については全額支給されます。



■ フレキシブルワーク (子育て・介護・疾病療養)

■出産・子育て支援 / ■介護支援

●フレキシブルワーク制度 (事務系職員のみ)

育児(小学校6年生まで)、介護、本人の疾病の療養、家族(2親等以内)の疾病の看病といった理由がある場合に、勤務時間(日数)の短縮ができる制度です。

- ① 1日の勤務時間の1時間短縮
- ② 1日の勤務時間の2時間短縮
- ③ 1日の勤務時間の2時間55分短縮
- ④ 勤務日数の1日短縮
- ⑤ 勤務日数の2日短縮

※1年単位の更新で、利用期間内に理由がなくなったり状況が変わった場合は3か月単位で停止や変更が可能です。



短縮日数および短縮時間分の給与は減額されます。

☆育児・介護短時間勤務、フレキシブルワークの給与について

下記の通り基本給を労働時間・労働日数に応じて減額した額となります(各種手当は全額支給)。

1時間短縮	2時間短縮	2時間55分短縮	半日短縮	1日短縮	2日短縮
1/8減額	1/4減額	3/8減額	1/2減額	1/5減額	2/5減額